

(共同研究)

近代における真宗の対アジア布教の展開過程

木場明志
小島淳勝
桂華一
遠藤祥一

序

- 一、真宗大谷派アジア布教の概観
- 二、近代のアジア地域における真宗大谷派開教使の教
育事業
- 三、東本願寺の中国華北地方における開教活動
——一九三九年の状況——
- 四、一八九九年、西本願寺大谷光瑞（清国巡遊）をめぐって

(付) 真宗大谷派アジア布教主要事項年表

序

本報告は、近代以降にアジア諸地域に向けて行われた、日本宗教各宗各派、各教団による布教あるいは伝道活動のうち、仏教の、と

くに真宗大谷派の担った部分を中心に、その展開過程を示そうとするものである。

まず最初に、木場が真宗大谷派の一八六八年（明治維新）から一九四五年（敗戦）に至る、対アジア布教の概観について記する。近代日本のたどった歴史的歩みとの不可分な関係を看取していただければ幸いである。いわゆる教線拡張に眼を見張るのではなく、むしろ後章に詳述されていくような諸問題を孕むことを予想してもらえたならばと思う。なお、この概観に対応するアジア布教略年表を末尾に付しているので、あわせて参照願いたい。

そして、諸問題に事例的に踏み込んでいるのが第二・第三章の章であり、第二章の章では小島により、大谷派開教使が行った教育事業の展開が述べられ、その性格の分析もなされていく。第三章の章は桂華により、一九三九（昭和十四）年当時の中国華北地方における各布教所の活動と、その抱えている問題点が、開教使である当事者から

一 真宗大谷派アジア布教の概観

対アジア布教の展開過程について、真宗大谷派の例をアジア全域的に概説しよう。

未布教地への布教を「開教」というが、近代を迎えて以後の大谷派開教は、国内的には一八七〇（明治三）年の政府による北海道開拓事業に参画しての北辺開教、一八七六（明治九）年の琉球開教・

報告をもとに極めて具体的に語られる。そして、北支開教監督部の歴史的 위치が明確に示されていく。つぎの第四章の章では、ひるがえって浄土真宗本願寺派の事例を当時法嗣であった大谷光端による一八九九（明治三二）年の清国巡遊を通して考察している。中国布教で大谷派に決定的に遅れをとっている状況下の行動であって、法嗣の地位の人物の行動であったに拘らず、何らの成果を挙げていない特色をみている。

上記のように、概観とそれに続く三つの章にわたる論考、および主要事項年表から成り立つ報告であるが、資料が年代的・地域的・事項的に偏って残存している実情であり、網羅的に真宗の対アジア布教の展開過程を示すことがいまだなし得ない状況に対し、憾みを痛感するばかりである。（木場明志）

鹿児島開教と続き、一八七八（明治一〇）年の隠岐開教をもって終結する。そして国外的には、アジアを対象とする対外開教が一八七三（明治六）年の小栗栖香頂単独渡航による中国開教から始まる。

その時の行動は宗教事情視察程度でおわるが、一八七六（明治九）年の再渡航では準備を整えての中国大陸上陸であり、上陸翌月には

上海に東本願寺別院を開設する。まもなく別院内に中国語と仏教に関する教育施設を開設し、続いては女子受業所・医院も開いていく。

また、一九七七（明治一〇）年には朝鮮布教が始まり、釜山に布教所が開設されて小学校教育や貧民救済のための教社が設立される。さらに語学校が置かれ、ここでは朝鮮人への日本語教授もなされていくようになる。このように、布教所という拠点をまず設けて、そこで現地語を教えて日本人布教者の養成を図り、一方で現地日本人居留民のための教育施設・慈善施設などを併設して現地社会への定着を進め、更にはそれらをその国の人々に開放して教化への導入路としていつている。これは先行的実績をもつキリスト教宣教師たちの行う方法の模倣であり、政治的外交的背景の支援なしには極めて困難な、開教への道のりであった。日本は当時、中国とは対等の立場の日清修好条規を、朝鮮とは絶対優位の日朝修好条規を結んでいたことから、朝鮮開教の方が比較の上ではやや進めやすい状況ではあった。とはいえ、朝鮮における儒教中心の衛正斥邪の政治方針は強固であり、容易には仏教は受け容れられるものではなかった。中国・朝鮮ともどもに、在留日本人への教化に中心が移されていくことは当然の成りゆきではあった。

一八九四～九五（明治二七～二八）年の日清戦争における日本の勝利は、その意味で影響が大きく、台湾および澎湖諸島の日本割譲

が決まると間もなくそこへの布教主任発令がなされた。そして連枝二名を中国へ派遣して、一気に中支にとどまらない北支・南支・台湾での教線拡張が画されたのであった。それは一八九九（明治三二）年の上海別院内への清国開教本部設置、翌年の台北布教所への台湾及清国両布教監督部設置となって表われ、この時点までは大谷派は本願寺派（西本願寺派）をはじめとする日本仏教全宗派に完全に優越して、布教・教育活動が展開されていた。

しかし外国であつて民族と文化が異なる以上、摩擦は避け難く、一九〇〇（明治三三）年の北清事変は抗日意識をまもり、中国本土での布教はほとんど撤退に近い状況に追い込まれてしまう。そうした中で、一九〇二（明治三五）年の日英同盟調印は日本による朝鮮・満州・シベリアの北方域への転進を可能にさせ、一九〇四～〇五（明治三七～三八）年の日露戦争勝利をもたらした。この戦争の遂行中、早くも満州へ通ずる要地の安東に大谷派の布教所が開かれ、戦後には樺太にも布教所が開設されていった。同時にこの戦争によって日本の保護統治が決定化した朝鮮が、朝鮮・満州布教を睨む意味で布教拠点化され、一九〇八（明治四一）年に京城別院内に満韓布教監督部が設置された。

先に自身で北海道開教に従事した経験をもつ法主大谷光演は、一九一〇（明治四三）年に北海道巡教に続いて樺太の大谷派四布教所

へも巡教し、これを機にシベリアニコライスク布教所が開設され、また樺太および沿海州については布教事務を大谷派北海道事務出張所に所管させることも定められた。同年、日韓併合条約調印に伴って大韓帝国の称が消滅したのにあわせて、満韓布教監督部は朝鮮布教監督部と改称され、これまで同様朝鮮・満州を管轄下においた。

一九一四～一八（大正三～七）年に参戦した第一次世界大戦では、日本は中国山東省における利権をドイツと争うことになったが、戦時中の一九一七（大正六）年に満州大連別院内に満州布教監督部が新設され、満州および山東省の管轄を朝鮮域から独立させると共に、法主大谷光演が朝鮮・南満州へ巡教して、軍隊慰問と布教所巡回を行った。この大戦の結果は、日本にまた旧ドイツ領南洋群島への委任統治権をもたらし、南方への関心の高まりに依じて一九二三（大正一二）年にはサイパン布教所の開設をみ、フィリピン諸島への布教所開設をもうながした。それと同時期の一九一九（大正八）年には朝鮮に三・一独立運動が起こり、一九二二（大正一〇）年には朝鮮総督府の依頼で、人心安定のために間島布教所を開設した。こうした宣撫工作のための、軍と協力しての布教活動も一つの顕著な特徴を示しており、のちの一九二八（昭和三）年の山東省での済南事件においても、一九三二（昭和七）年の上海事変においても、軍隊慰問と住民宣撫の特使派遣や、その地域の布教使の動員がなされる

ことは常であった。いわゆる文化工作のために奉仕したのである。

一九二五（大正一四）年、開教監督部通則を發布して、朝鮮・満蒙・北支・長江・南方などの開教監督部を設置すると改め、南洋とフィリピンについては本山開教本部の直属と定めた。一九二七（昭和二）年の日本軍山東出兵、翌年の済南事件を経て、青島布教所は別院に格上げされると共に、一九三〇（昭和五）年には布教条例が發布されてここに北支開教監督部が移されている。

そして一九三一（昭和六）年の満州事変後、翌年に満州国からいらい国家建国宣言がなされると、満州開教監督部が新都新京（長春）に移る。また国策満州移民の開始に対応して満州拓事講習所を開設し、開拓と開教にあたる人材を自家養成することを図った。また、一九三四（昭和九）年からは、朝鮮京城別院内に朝鮮人僧侶養成所を開いて、内鮮一体を朝鮮側から支える要員を養成しようとしている。一九三四～三六（昭和九～一一）年ころは、南方・南洋にパレヤ、ロタ、ポナベ、ダリヤオンといった布教所開設が盛んであった。一九三七（昭和一二）年の日中戦争開始は布教使の文化工作への動員を激しくさせ、一九三八（昭和十三）年および一九四三（昭和一八）年の二度にわたる、法主大谷光暢夫妻の満州、北支、中支への巡教が行われたほか、一九三九（昭和一四）年の中国北京別院における北支開教監督部管下主任会議開催にみられるような、布教組

織および活動の強化と軍部要請の下達が各地で重ねられたのであった。ことに、一九三七（昭和十二）年には内外務省令第一四号で、

「日本在中華民国寺院教会廟宇其ノ他ノ布教所規則」が定められ、

翌年には文部省による「支那布教に関する基本方針」の通達があり、

一九四一（昭和一六）年には興亜院および文部省からの「対支進出

宗教団体指導要領」が通達され、布教活動は完全に国家の管理下に

置かれてしまった状況であった。こうしたなかで、東南アジア宗教

事情視察を一九四二（昭和一七）年に大谷派が行っていることは、

日本軍の南進成功のあとに布教所を開設するための準備であったこ

とは疑いない。戦況悪化でなし得なかったものの、ベトナム、タイ、

マレーシア、シンガポール、インドネシアの地域での布教所開設は、

すでに日本人による小学校設置がなされている場所もあるところか

二 近代のアジア地域における真宗大谷派開教使の教育事業

一 『宗門開教年表』よりみた教育事業の種類

近代のアジア地域における真宗大谷派開教使の教育事業の展開に

ついて、論述することが本稿の課題である。開教使の布教活動の一

領域である「教育事業」に関して、浄土真宗大谷派の場合の研究に、

木場明志の「東本願寺中国布教における教育事業」⁽¹⁾がある。木場自

らすれば、当時においては時間の問題であったのではなからうか。

なお、一九四四（昭和一九）年ころからは開教使の現地応召が相
いつぎ、それは一九四五（昭和二〇）年の八月まで続き、ことに南
方赴任中に応召された開教使に戦死の目立つのは、激戦あるいは玉
砕による悲劇を語っていよう。

敗戦とその後引揚げによりアジア布教はピリオドを打ったが、
それぞれの地域に播いたであろう仏教（真宗）の種は、その全てが
消え去ったとはできまいし、また別院・布教所が預った遺骨の行方
などにはまだまだ不明のことが多くて、アジア諸国の人々との間に
清算されていない問題を残している。

（木場明志）

身、近代の海外開教について、大谷派の文書にもみられるように「海
外開教事業」と「事業」と見なす傾向があるが、この論考では、⁽²⁾
布教着手から明治十年代に続く、自派僧に中国語を習得させ直接布
教にあたらせるための養成所としての教校の設置、⁽²⁾明治二十年代
からの日本人居留民向けの小学校経営、⁽³⁾日清戦争の勝利を背景と

する、明治三十年代の中国人青年を対象とした教育機関の設置、(4) 大正期の対華二十一カ条要求以降の状況による中国人青年を対象とした日本語学校の経営、(5) 昭和期の大量の日本人居留民・移民対象の幼稚園や女学校の経営が具体的に取り上げられている。教育事業の全体的傾向が叙述されているのである。

一般に「教育」は、目的や計画をもって行なわれる意図的教育と知らず知らず行なわれる無意図的教育に大別され、前者はその組織性を基準として、弱いものから強いものへと、家庭での「しつけ」、社会教育講座、職場での研修、保育所、幼稚園、学校などと区分される。そして無意図的教育は、偶発的学習などが含まれ、特別の意図や組織がなくても生活の中で無意識的に行なわれている教育作用を指している。したがって、近代の真宗開教使の教育営為も、基本的にはこれら全ての教育領域において可能であったと考えられる。

しかし、そうであったとしても、地域的に差異があり、時代的な制約もある。一体、どのような種類の教育事業が展開されたのか。本稿では、第二次世界大戦前のアジア地域における真宗大谷派開教使の教育事業の業績を追いながら、その種類を網羅的に拾い挙げ、各々の性格を考察してみたいと思う。

そのために、真宗大谷派宗務所組織部が昭和四四年十月に編集した『宗門開教年表』の中から、教育事業に相当するものを選び出し

て時代順にまず一覧してみよう。

明治九年（一八七六）七月十六日 上海領事館の一室に教場を仮設し、孫謁人を雇い、岸辺賢証、日野順証に日課表を与えて支那語を習得さす。これを江蘇教校の起源とする。

同 年 十月十八日 上海別院内に設置の教校を江蘇教校と称す。

同 年 十一月四日 上海別院内に女校受業所（在留日本婦女対象）を開き、小栗栖香頂夫人教師となる。

明治十年（一八七七）九月一日 上海別院内に小学校教育機関として育嬰堂を設け開堂式を挙行。上海在留邦人小学校の嚆矢。

同 年 十一月一日 北京法源寺に直隸教校を開設。

同 年 十一月十四日 釜山布教所内に在留邦人のために小学教育を開始。

明治十一年（一八七八）一月 釜山布教所に韓語学舎を設置。

明治十二年（一八七九）一月七日 釜山別院内の韓語学舎において、現地人に日本語教授を開始。

明治十六年（一八八三） 釜山別院内に女学科、英語科、鮮語科を内容とする補修学校を創設。

明治二十一年（一八八八）一月二〇日 上海別院内に小学校を付設し、

私立開導学校と称する。

明治三年（一八八〇）七月 京城に布教所を開設、釜山別院京城支院と称し小学校（共立学舎）を併設。

明治二八年（一八九五）八月二十七日 京城に現地人教育の機関として漢城学院を開設。

同 年 十月 菅原碩城・釜山輪番、日語学校草梁学院を創設。

明治三〇年（一八九七）二月 釜山別院内に幼稚園を開設。

明治三二年（一八九八）五月十二日 奥村五百子、光州において実業学校創設に着手。

同 年 十月十四日 蒲池徳海、木浦在勤となり、同地開教のため創設の小学校長兼教員となる。

同 年 十一月十六日 木浦に小学校を開設。

明治三二年（一八九九）年一月 南京に金陵東文学堂を開設。

同 年 同月 杭州に日文学堂を開設。

同 年 五月二〇日 蘇州に日文学堂を開設。

明治三三年（一九〇〇）四月二〇日 山本一成、杭州武備学堂教授となる。

同 年 八月 朝鮮・鎮南浦布教所に小学校を開設。

明治三六年（一九〇三）十月 井上香憲・釜山輪番、草梁学院を閉鎖し、新たに統營学院を設立。

明治三九年（一九〇六）七月二十八日 但馬行政、韓国留学を命じらる鳳岩枝陽学校日語教師となる。

同 年 八月十三日 伊藤賢道（杭州日文学堂長兼浙江布教監理）、中国僧学堂開設に尽力中のところ、出先日本領事より退去命令を受け止むなく台湾に引き揚げる。ために多年にわたる杭州開教が頓挫。

明治四二年（一九〇九）五月 元山別院に興仁日本語学校を創立。

明治四三年（一九一〇）十一月 京城別院内に同仁学校を設立。

明治四四年（一九一一）三月 朝鮮に、大谷達成女学校を設立。

大正七年（一八一八）八月一日 上海別院内に日語学校を開設。

大正十三年（一九二四）年四月 向上会館内に女子技芸学校を設立。

同 年 七月 鳥致院布教所に幼稚園を併設。

大正十五年（一九二六）二月 大連に育嬰、託児、養老施設として、大慈園を開設。

同 年 四月 清州誓願寺に幼稚園を併設。

昭和三年（一九二八）二月 上海別院内に同朋幼稚園及び同朋女学院を開設。

真宗総合研究所紀要 第九号

同 年 五月 宮崎融、西大門刑務教誨実習となる。

昭和四年（一九二九）四月十五日 釜山別院内に同朋女学院を開設。

昭和五年（一九三〇）四月二四日 朝鮮における別院布教所の日曜

学校の連絡統一を計るため朝鮮大谷派児童協会を結成し、本部を監督部内に置く。

昭和七年（一九三二）四月 朝鮮、京城古市町に若葉幼稚園を開設。

昭和八年（一九三三）五月一日 満州、局子街布教所内に語学校開校。

昭和九年（一九三四）十一月一日 満州、牡丹江布教所内に幼稚園を設立。

昭和十年（一九三五）五月 満州、図們布教所に幼稚園を併設。

同 年 十二月三十一日 満州、龍井布教所に幼稚園を開設。

昭和十三年（一九三八）五月 フィリピンのダバオにあるミントル布教所に在留邦人二世子女教育のためミントル女学院を開設。

同 年 八月二五日 加藤豊正、濰県布教所を開設、貧民小学校を併設。

同 年 九月十五日 出雲路善導、北京覚生女子中学校開校式挙行。名誉校長・大谷智子。校長・陳鮑恵。

同 年 十月七日 森竜道・釜山輪番、釜山大谷女

子専修学校長となる。

昭和十四年（一九三九）一月三十一日 禧美将一、石家荘の彰徳布教所開設係となる。幼稚園日語学校を開設。

同 年 四月一三日 北京覚生女子中学校教職員生徒ら五六名本山に参詣、校長・陳鮑恵と智子裏方を中心に日華婦人交驛大会を開催。

同 年 四月 川那辺智賢、訓覇也男、松枝英俊、一色順覚、哈尔滨開拓指導者訓練所に入所。

昭和十五年（一九四〇）四月一日 通化布教所幼稚園を開設。

同 年 四月 サイパン布非所内に幼稚園が設立され、山本美津子「横浜別院保母養成所」が派遣される。

同 年 五月 南京市大平路沙塘湾九号光明庵内に金陵女子技芸学院開設。院長に旧金陵東文学堂出身の孫叔榮を推す。

同 年 同月 天津別院内に興亜家庭塾開校。

同 年 八月 南方進出に備え天津別院にマレイ語講座開設。

同 年 十二月一日 在洛満華人留学生により組織の留日興亜教友会を本山にて開催。

昭和十六年（一九四二）一月 漢口布教所に現地人を対象とする高

等青年学堂を付設。

同 年 五月二四日 ダバオのミントル女学院生徒、院長旭賢雄の引率にて本山に参詣。

同 年 九月 北京寛生女学校卒業生二名、名古屋櫻花女学校に留学。

昭和十七年（一九四二）八月 邯鄲布教所に保育園、語学塾を併設。

同 年 八月 富錦布教所に幼稚園開設。

昭和十八年（一九四三）一月 広東布教所に幼稚園開設。

教育事業の全体像がほぼ把握できる。

①「江蘇教校」のように、自派開教使に現地語を習得させる教育事業。北京法源寺に「直隸教校」もできている。開教の着手を図る事業である。

②詳細は不明であるが、「中国僧学堂」開設という現地人の僧侶養成機関の設置と思われる事業も存在した。これ自体、開教の証であると同時に、開教に現地人を活用する企図がある。

③「育嬰堂」のような邦人子弟のための初等教育機関の経営。上海の「開導学堂」や釜山、京城など各地の日本人社会の要請に对应して小学教育が行なわれている。日本人社会の「安定的成育」と関係が深い。

④釜山別院での「補習学校」のように、小学教育の上の中等教育程度の要求に応じた事業。初等教育から中等教育への要請と邦人の教育要求は高まる。

⑤在留日本人の女性を対象とした「女校受業所」のような女学校、すなわち女性のための中等教育機関の設置・運営。釜山の同朋女学院、ダバオの「ミントル女学院」もある。

⑥釜山別院での幼稚園の開設のように、邦人の幼児教育を担当した事業。鳥致院布教所、清州誓願寺、上海別院など多くの地域に幼稚園が開園されている。植民地地域では、主として日本政府の公立学校が、他の地域では在留邦人の資力による小学校が建てられたが、幼稚園までは手が届かない時期・地域において、この教育事業が展開されるのである。

⑦釜山の「草梁学院」のように、現地人に日本語教育を行なう事業。これには、元山別院での「興仁日本語学校」、上海別院での日本語学校などが挙げられている。開教と日本語教育との関係は、日本政府の勢力版図において、現地人が日本側への職業等をめざして接近することと開教の足場の形成という利害関心の一致点において成立したものが多い。

⑧釜山の「韓語学舎」のように、日本人には韓国語を、現地人には日本語を教授する事業。日本人の現地社会に適応しようとする意

欲と現地人が日本人と交渉しようとする気持によって支えられたが、両者の親和的關係樹立の証明でもある。

⑨京城の「漢城学院」のように、現地人にたいして行なった教育事業。公的機関が、未だ成し得ない現地人に対する普通教育の機会を、こうした「私立」が提供する。

⑩京城の「同仁学校」は現地人に対する中等教育機関であった。

一般に、朝鮮や台湾のように日本の植民地地域において、よく見られる事業であるが、日本の「臣民」としての同化・皇民化政策へと連結していく。「杭州日文学堂」・「金陵東文学堂」・「蘇州日文学堂」のような教育事業も見られたが、日本の勢力を現地人のエリートによって固める狙いがあった。漢口における「高等青年学堂」の設置も試みられた。

⑪「大谷達成女学校」・「北京覚生女子中学校」のように、現地人の特に女子を対象に中等教育を提供しようとした事業。

⑫光州の「実業学校」のような実業教育機関の設置。現地人に手に職をつけさせる営為である。「釜山大谷女子専修学校」・「金陵女子技芸学院」のよに、現地人の特に女子を対象とした実業専門教育機関もあった。

⑬さらには、「向上会館」のような現地人を対象にした社会教育施設がある。

⑭また、大連の保育、託児、養老施設としての「大慈園」は社会福祉施設であるが、広い意味で教育事業と見ることもできる。

⑮監獄での囚人に対する教誨活動も、広い意味で教育事業とみなせる。

⑯「日曜学校」も教育事業とできる。

⑰天津別院での「興亜家庭塾」の開校。後述するように、戦時体制に应运えた事業であった。

⑱天満別院での「マレイ語講座」。これもそうである。

⑲中国人留学生の組織する「留日興亜教友会」の開催など留学生に関する事業。留学に関する事業は、この他にかなり広範に取り組まれたようである。

以上、『宗門開教年表』に基づきながら、「教育事業」の種類を網羅的に列挙してきたが、実に多種多様な教育事業の展開がみられたといえよう。そしてこうした多種多様な教育事業の展開は、在留邦人や現地人の生活から派生する種々の形態の教育要求に即応しなければならなかった「開教」の苦心を物語る。さらには、日本政府や現地人の仏教会・政府の要請にも応えなければならなかった。

二 開教関係史料よりみた教育事業の内容と性格

現在、大谷派の開教関係史料⁽³⁾には、次のような「教育事業」関係

史料が残存している。これらの記事を参照しながら、開教使の教育事業の種類ということを年頭におきながら内容と性格を検討してみよう。

- (1) 京城別院・児童教育 明治四十二年十二月十六日
- (2) 私立元山幼稚園設立顛末概況上申 明治四十二年 一月 七日
- (3) 私立同仁学校設立届 明治四十二年十一月
- (4) 本願寺夜学校 昭和 二年 七月二十日
- (5) 財団法人向上会館寄付行為 昭和 二年
- (6) 向上女子技芸学校 昭和 二年 九月 十日
- (7) 朝鮮真宗夏期学校成績報告 昭和 八年 八月二十七日
- (8) 慈光園々則 昭和 八年
- (9) 第一回北支開教監督部管下主任会議・協議録 昭和十四年
- (10) 東本願寺北支開教監督部 別院布教所名簿 昭和十四年 十月
- (11) 大同晋北仏教学院 昭和十四年十一月
- (12) 広東仏学院設立 昭和十五年 一月
- (13) 上申 南京金陵女子技芸学校補助金 昭和十五年十二月
- (14) 満蒙青少年義勇隊大林訓練所 昭和十六年一月三十一日
- (15) 天津興亜家庭塾則 昭和十七年 三月

- (16) 巴利文化学院第三期研究生 募集要項昭和十七年 四月
 - (17) 満州国留学生就学状況調査 康徳十年 七月 五日
- 前節において、大谷派開教使の「教育事業」として十九の種類を列挙したが、これらと照らし合わせながら、各々を検討してみよう。
- (1) 京城別院での児童教育については、「京城日本居留地草創ノ際教育機関ノ未タ備ハラザヤ貴院ハ率先シテ其堂宇ヲ校舍に充テ設備ヲ整ヘ教員ヲ聘シ児童教育ノ任ニ当リ以テ今日ニ於ケル居留地教育ノ基礎ヲ建テラレタリ本会ハ貴院カ教育上竭クサレタル効績ノ偉ナルヲ念ヒ總會ノ決議ヲ経テ茲ニ頌状ヲ呈ス 明治四十二年十二月十六日 京城教育会長從五位勲五等三浦弥五郎」という記録が残っている。邦人子弟教育への尽力で、③にあたる。
- (2) 「私立元山幼稚園設立顛末概況上申」という記事については、⑥の幼稚園の事業であるが、次のように記されている。
- 「従来元山居留民団ニ於テ経営セル幼稚園ハ民団財政整理上ノ都合ニ依リ去明治四十一年八月限り閉鎖同様無期休園トナセシ以来幼児及父兄ノ真意ヲ捜査スルニ悲嘆不平ノ声高ク頗ル遺恨トスルノ風アリ仍テ惟フニ契機ヲ逸セス一ハ幼児保育ノ為メ一ハ間接布教ノ機関トシテ本院経営ノ事ニ致シ度ト（後略）」
- 居留民団ではやっていけなかった幼稚園経営を、「間接布教」にもなるこの意思から引き受けようとしている。「開教」の出発点は、

こうした在留邦人の要求に添えていくことになった。公的機関がカバーできない教育営為を、開教使が引き受けていくという構図がここにも見られる。

(3)京城の「私立同仁学校」についても⑩で触れたが、日韓併合の成った明治四三年（一九一〇）に設立されている。各々二カ年の本科と夜学科をもったが、十八歳から四十歳までの生徒に内地の中学校相当の科目を教授した。「一視同仁」を彷彿させる事業であった。

(4)ダバオ布教所の「本願寺夜学校」は、昭和二年（一九二七）七月七日、「日比親善ト云フモ互ニ言語ヲ通ジナケレバ親善ノ実ヲ挙ゲルコトガ出来ナイ国情モ人情言語ヲ通シテ始メテヨリ了解スルコトガ出来ヤウトイウノガ本夜学校ヲ開始シタル主意デアル」としているように、語学の教育機関であった。月曜から金曜までの午後七時から九時までの二時間、スペイン語・英語・日本語を教授したが、日本語を今井香巖開教使が担当した。「男モ女モ小供モ来ル」としているものの、現地人や日本人の受講生の実施については不明である。しかし「夜学校」とはいえ、こうした「語学学校」は、⑧の「韓語学舎」に類するものといえよう。

(5)「向上会館」については、⑬ですでに触れている。この寄付行為の条項に次のような規定が見られる。

第二条 本財団法人ハ仏教ノ精神ニ基キ朝鮮ノ同胞ニ対シ各種ノ

社会事業ヲ行フヲ以テ目的トス

第三条 本財団法人ハ前条ノ目的ヲ達スル為左ノ事業ヲ行フ

一、手工業ノ伝習

二、公民トシテ必要ナル知識ノ教養

三、情操並ニ宗教的信念ノ培養

四、其他前条ノ目的ヲ達スル為必要ナル事業

朝鮮人に手に職をつけて、公民・臣民としての教育を授ける目的があった。

(6)向上会館内に設立された「向上女子技芸学校」は、「専ラ鮮人子女ノ教育ニ従事」したが、当初二カ年であったのを、大正十五年（一九二六）四月より「専修科」として一カ年延長した。この当時、一学年は三五名、二学年は二十名、専修科は七名であった。⑫の現地人対象の専門学校の事業である。

(7)「朝鮮真宗夏期学校」というのは、朝鮮開教監督部が主催した、朝鮮人の僧侶養成を期した講座であるが、昭和八年（一九三三）七月三十一日から八月二六日までの期間、六名の朝鮮人に修身、国語、仏教読本、真宗読本、漢文、声名作法の科目について授業をしている。

受講生の一人、李秉恒の「我等ノ抱負」と題する作文の一節である。

「私ノ計画ニシテハ家庭ノ布教ヲ第一着ノ実行トシテ真誠ナル信念ヲ自カラ励ミ御仏ニ救ハレル根因ヲ堅クシテ地方布教ハ堅忍不拔ノ精神ノ下ニ私達ノ信ヲ奉ル親鸞聖人ノ御仰ノ如ク如來様ノ代官ニシテ同朋同行ノ共同努力ヲ以テ進ム或ル方面ニハ模範書堂、労働夜学、婦人会団ヲ設ケテ他力教理ノ修行シ易イ趣旨ヲ以テ進行スレバ宜教ニ対スル好果ヲ得ルノハ勿論此レニ從ソテ当局ニテ解決難關トスル日鮮融和モ着々向上スル良績ヲ挙ゲル十六億ノ大衆ガ高イ声ヲ以テ烈シク呼ビタル世界平和モ結局ハ南無阿弥陀仏六字名号ヲ唱エテ他力ノ教花ガ開キ他力ノ証果ガ結ンタ当日ニ見ルノハ誓ヒテ証明シマス」

受講生がこの同じ「我等ノ抱負」という題で作文を書いているが、この作文が八五点を与えられて最も良い点である。

朝鮮における「日鮮融和」さらには世界平和を、真宗の御教えによつて実現できるとする力強い筆致が、高得点をもたらしている。真宗開教の率先遂行者としての自覚も充満していると見られる。すなわち、開教の弘宣のために現地人を養成せんとする講座であったが、日本の朝鮮統治に機能し、朝鮮の仏教界の掘り起こしを企図するものであったといえよう。現地人の僧侶養成事業で、②に該当する。

(8)「慈光園」は、台湾の台中市にできた施設で、正式名称は「東本

願寺慈光園」であるが、園則を見ると次のようになっている。

第三条 本園ハ行路者無資力ニシテ宿泊ニ窮スル者ヲ宿泊セシメ兼テ教化ヲナシ慰安ヲ与フ。

第四条 本園ハ台中市役所ヨリ依託ヲ受ケ宿泊セシムルヲ原則トス

台中市と連携した宿泊施設であるが、同時に「教化」も意図されており、前節にはない教育事業の種類として付け加える必要がある。

(9)第一回北支開教監督部管下主任会議・協議録の中には、教育事業に関する記事が所々に見られる。

a 大同に「仏教学院も出来て支那の青年僧を集めて教育してゐる。現在の所六カ月修了にしてあるが、行く行くは一年に迄延長する様にならうと思つてゐます。」(②)である。以下、該当する分類番号を付ける。

b 「北京では西城の方に覚生女学校を経営してゐますが、これは故陳覚生氏が遺産を三十万円、天津の平林氏等が縁となつて銅像の如きものを建設するよりも寧ろ一層有意義な教育事業にと出されたものであります。現在は二十五万円財団に積立て、幸ひ支那は銀行利子が高いのでその利子と本山からの二万余円の補助金とに依つて経営されてゐます。又この六月に宮様の御立寄りの光榮に浴したのであります。一般にこの覚生女学校は

現在は唯一日本系の女子教育の機関と見られて居るので、それ丈が一層我々は自重を要するのであります。」(11)

c 「石家荘幼稚園を作り経営致して居ります。現在約四十名程の園児を收容し、この子供の中に支那人、鮮人、満人が少しづつ居ります。勿論大手は邦人の子供であります。子供は国境を越えて、それぞれ毎日元氣に通ふて居ります。この幼稚園開設は石家荘の人々に非常に評判が好く、自分としてももつと充実させ度いと思つてゐます。」(6)

d また、「幼稚園の外に支那語学校を開設し、夜間二時間づつ毎日開いて居ります。約八十名程きて居りますが、軍人さん、満鉄、国際といつた会社関係の人が多くやつて来て居ります。」幼稚園は、(6)であるが、日本人に現地語を教える事業は(8)に含まれる。

e 同じく石家荘では、「長谷川(行円)君が獲鹿へ行つてくれました、日語学校を開設し又念仏講を作り支那側工作に乗出して居ります。」(7)

f 太原では、「私は布教所の開設と共に日語学校を開いたのですが、卒業生が今では二六九名に上つて居ります。卒業生にはそれぞれ就職を世話してやつてゐます。太原の電話局の交換手は殆んど全部が私の学校の出身者であります。最近又大谷少年

団を組織し様と考へて居ります。」(7) 大谷少年団の実現の成否については今後の研究課題としたい。

g 瀋県の「東亜仏教会の仕事と致しまして貧民の子弟を集めて新民小学校を経営致してゐます。この小学校を経営する為めに石仏(中略)を貰ひうけたものであります。臨時政府所定の教科書を使用し現在一四三名の児童が居ります。卒業生を各方面に就職させて居ります。中には優秀なのが居りましてさういふのは日語の助手に使つて居ります。(中略)とに角小学校経営にはその経費の捻出には全く私も瘦せて居ります。今度監督先生に御願ひして靴下を編む機械を買つて貰つて靴下を造り、その売つた利益で小学校の経営費に当て、居ります。」(9)

h 張家口では、「附設事業と致しましては日語学校の外に支那語学校を開設し張家口在住の銀行員、会社員等邦人の希望に副ふて居ります。日語学校の方は野村(慈顕)君と共に大いに努力致して居ります。卒業生は極力各方面に斡旋し、就職させて居ります。又察南仏教学院がありますが、大同の晋北仏教学院と同じく支那僧養成機関でありまして、監督部より留学生の藤井弘君派遣して頂きまして生徒の訓育に当たつて貰つてゐます。」(8)

北支における各別院・布教所主任の淡々たる叙述に、「間接開教

北京別院	北京覚生女子中学校・同附属小学校、同中学校付設日語学校、同中学校付設支那語学校、興亜仏教青年塾堂、日曜学校（大谷こども会）
天津別院	日曜学校 幼稚園（予定）
青島別院	日曜学校 日語学校
濟南布教所	日語学校 日曜学校
石家莊布教所	日語学校 支那語学校 石家莊幼稚園
塘沽布教所	協和日語学校
唐山布教所	日曜学校
山海関布教所	仏教日語研究所 支那語講習会 仏教学院（支那僧教育機関）
張家口布教所	張家口仏教学院ハ蒙疆政府立ニシテ当派ヨリ藤井弘留学生ヲ駐留セシメ其ノ任ニ当ラシム。
大同布教所	日語学校 支那語学校 健児団 晋北仏教学院（支那僧教育機関） 晋北仏教学院ハ蒙疆政府立ナルモ当派ヨリ下川直秀ヲ駐留セシム、主事トナリ其ノ任ニ当ル。 幼稚園（九月頃）
保定布教所	日華職業指導部
太原布教所	日語学校 支那語学校 新民小学校 大谷少年団 幼稚園（予定）
徐州布教所	日語学校 幼稚園（予定） 日華職業指導部
濰県布教所	東亜仏教会附属小学校（中国人） 日語学校
淄川布教所	
芝罘布教所	日語学校
新郷布教所	日曜学校 模範日語学校
坊子布教所	

としての教育事業の困難と抱負がにじみ出る。

(10) 「東本願寺北支開教監督部 別院布教所名簿」では、当時のこうした教育事業が一覧できる。

「興亜仏教青年塾堂」や「日華職業指導部」、「大谷こども会」・「健児団」・「大谷少年団」という事業もあるが、「興亜仏教青年塾堂」は戦時体制下における中国人の教化機関(17) ないし在留邦人の教化機関、「日華職業指導部」は、日本人とともに、中国人の職業教育機関(12) と予想される。「大谷こども会」などの組織は、日本人児童の社会教育機関である。いずれも詳細については今後の研究課題としたいが、全体として各地域における活動の実態が示されている。日語学校が最も多いのが目に付く。教育事業のまだ無いところもある。

(11) 広東の「仏学院」については、設立の主旨が次のように記されている。

「仏学院ハ南方宗教界ヲ統理シテ、南支文化発展ノ根幹トナリ、三国ニ亘ル唯一文化交通路ノ上ニ各種民族ノ融和帰一ニ参与貢献セントスルニアリ。」

直接的には、「一ツハ事変下ノ処理ニ参与シ、一ツハ学徒ヲ求法ノ旅ニタ、シメ仏道実践ノ大道ヲ踏マシメ、以ツテ南支ノ大地ニ不拔ノ因縁ヲ結バシメントスルノデアリマス」とするところにあった。

研究部・調査部・伝道部で組織されたが、伝道部は「仏教精神ニ基ク防共反蔣運動ノ徹底、英霊ノ弔ヒ、広東語ノ習得、宗教団体トノ連絡、民衆ヘノ布教及講演布教、監獄ノ教悔、軍人ホーム、施薬施療、日語学校、重要ナル地点ニ教場設置ノ工作、軍部及各界トノ連絡」を図つた。

特務機関や華南文化協会、興亜院より補助金を得、「殊ニ仏教三千年ノ伝統地タル南方ル・トハ今後全支開教ノ動脈トナリユクモノガ約束ヅケラレテイルノデアリマス（中略）皇軍既ニ幾千ノ骨ヲ埋メタル南支ノ大地ニ、仏学院ナルモノオ設立シテ十万円ノ淨財ヲ投ゲ打ツモ猶報恩ノ一端ニモ足りナイト信ズルノデアリマス」としているあたり、日本の南進に即応した事業の展開であつた。この文脈に広東語の習得や日語学校も位置していたのである。戦時下の教化機関であり、⑬に該当するのではないか。

(12)南京金陵女子技芸学校については⑫に分類したが、この史料では次のように記されている。

「南陵女子技芸学校ハ中支ニ於ケル一派唯一ノ対支事業ニテ漸次其設備ノ完璧ヲ期スト雖モ予算ノ關係上不如意勝ルヲ遺憾トス殊ニ華文写字機操作ノ技術者ハ官衙並商社ニ就職ノ容易ナルヲ以テ生徒多ク其技術ノ習得ヲ熟望シテ止マズ（後略）」

「唯一ノ対支事業」ということとタイプライターが思うように備

えられない財政の逼迫、そして中国人の就職に寄与しようとする開教使の熱意が印象的である。

(13)「満蒙青少年義勇隊大林訓練所」について見てみよう。

「当訓練生中三ヶ年ニ病没ノ生徒五名ヲ出ス 訓練所長矢上政則氏生徒訓育ニ於テ宗教的情操ノ必要ヲ痛感シ講堂ニ仏壇ヲ安置シ病没生徒ノ遺骨ヲ祀ルト共ニ生徒ニ仏教的信念ノ涵養ヲ計リ茲ニ当布教所ヲ通ジテ御本尊及ビ三具足一領ノ御下付ヲ申請サル、尙当布教所建築完了ト共ニ、生徒中ヨリ一名ノ僧侶ノ委託養成ヲ希望セラル」

満蒙開拓義勇軍の派遣という国策の下で、訓練中亡くなった生徒の供養ということから、開教使との関係ができ、その中から僧侶の養成を依頼されるというわけである。この経過がどうなったのか不明であるが、国策遂行に協力的であつた。この種の教育事業は、これまでにないものである。

(14)⑬で挙げた「天津興亜家庭塾」についても、塾則が残っている。

天津日本租界福島街東本願寺別院内に設置されたこの教育機関は、「現地ニ於ケル女子ノ心身ヲ鍛練シ徳性ノ涵養ニ努メ宗教的信念ト實際生活ニ必須ナル技能トヲ授ケ以テ温良貞淑ナル婦人ヲ養成スルヲ目的」とした。課目としては、和裁・洋裁・華道・茶道・割烹・書道・家政・倫理があり、課外として音楽・舞踊の講習がおかれたが、この中「家政」では礼法(各国)・育児・衛生などが教授され、

「倫理」では、日本学・宗教概念・倫理概説・社会学が内容とされた。修業年限二カ年で全科目を習得する「本科生」、同じ年限で希望の二科目を随意に専修する「選科生」、一カ年で本科・選科・女学校卒業者又はこれらと同等の者は「研究生」と区分されたが、六十名規模の塾であった。また天皇陛下ではなく、皇后陛下誕生日を休業日にもいた。

この塾の経営の実際については今後の研究課題であるが、天津別院輪番・梅田彰等が塾長、同じく別院補番・伊藤勝隆が主事を務めて、天津在住の現地人に日本婦人的素養を身につけさせようとしている。ただ、日本学や社会学があり、「礼法(各国)」としているように、閉鎖的・独善的な日本的価値観・作法を強制することから幾分距離を保っていたのではないか。

(15)「巴利文化学院」についても、これからの研究に待ちたいが、この史料においては目的が次のようにされている。

「本学院は大東亜地域に於て仏教を通じて八紘為字の大御心を宣布し以て皇国に奉仕する国土を養成指導するを以て目的とす」

仏教と天皇の「大御心」・大東亜共栄圏構想との結合が見られるのであるが、「国体学(古典国史を含む)」・「国体と仏教」・「民族学」・「民族史」・「大東亜宗教事情」・「大東亜経済事情」・「地政学」・「武道」・「語学(巴利語、泰語、ビルマ語、安南語、

馬來語、西蔵語、印度語、蒙古語、支那語ノ内一乃至二)」などが必修科目となっている。

一年の課程であったが、応募資格については、「僧俗を問はず大卒業者又は之と同等の学識を有し且つ特に専門的識能ありと認めたる者にして年齢二十五才より三十五才迄身体強健、志操堅固なるものより詮衡の上採用す」とあり、大東亜共栄圏構想実現のためのエリート養成機関であることがわかる。また特典として、「本学院は全学生に対し入学料及授業料を免除し教科書及教材器具を貸与別に学寮を設備して食事を給し外に月額約十五円乃至三十円の研究手当を支給す尚修業者は詮衡の上仏教協会現地要員として逐次大東亜諸地域に派遣す」としているように、戦争協力の教育事業であった。(17)

(16)そして、最後に「留学生」に関する記事が見受けられる。満州にしてみてもどのような形で留学生を派遣し、現地人の留学をいかに受け入れていたかはこれらの史料だけでは判明し得ないが、留学生交流に積極的であったことが推量される。こうした教育交流事業についても、更に検討を深めなければならない。(19)

以上、列挙的ではあったが、現存する史料に基づいて戦前のアジア地域における教育事業を網羅的に拾い挙げ、その内容を検討することを試みた。ほぼ教育事業の全体をすくい挙げたと考えるが、更

に点検を重ねたい。そして、こうした拾い集めを終了した段階で、各地における教育事業の顕現模様をその地域の宗教情勢や在留邦人社会の状況、開教使の意識、本山の開教政策などとの関係でさらに分析・解明する作業が残っている。

いずれにせよ、時流に沿って、大谷派開教使もありとあらゆる教育事業の可能性を探り、在留邦人社会、現地社会、本山、日本政府・軍の要請に正面から応えようとしたことは間違いないようである。今から思えば、その適応性・戦争協力が指弾されることにもなるうが、人間は常に時代の子であることをあわせて想起すべきであろう。周囲の要請に真剣に取り組めば取り組むほど、時代の方向と二人三脚を演じることになることを考える必要がある。殊に教育という営みは、相手あつての、学習者が存在しての営みであり、その意味で教育者と学習者の相互性に富んだ営みである。一方的押しつけではその効果をあまり期待できず、時代の要求が学習者に体现されている。

もつとも、教育事業には、開教使の教線の拡大の意図があり、このことが日本政府・軍との共同歩調を取ることと連動していたが、そうしたことは別の次元で、真摯な学習者を前にしたある純粋な教育事業の抱負が開教使に存在してもいたと言い得るのではないか。そうした「貢献」は、なお今日も潜在的・顕在的に生き続けて

いると言えるのではないか。

大谷派開教使の教育事業の研究は、こうした意味において幾重にも時代の文脈が交錯している研究領域である。と同時に、そこにはいつの時代にも持つ人間の生活に賭る願いが充滿していることを知らなければならぬ。多面的で多層的な研究のよりいっそうの進展を期待したい。

注

- (1) 木場明志「東本願寺中国布教における教育事業」真宗連合学会『真宗研究』第三十四輯、平成二年三月、一四一―一五四頁。
- (2) 木場明志「宗門近代史の検証⑭、⑮、⑯」開教―国権拡張に対応した海外開教事業(1)、(2)、(3)「真宗大谷派宗務所出版部編『真宗』平成二年五月、六月、八月参照。
- (3) この史料については、大谷大学図書館のご厚情により、閲覧・複写をすることができた。記して深謝を申し上げる。

(小島 勝)

三 東本願寺の中国華北地方における開教活動——一九三九年の状況——

十九世紀末以降、日本のアジア諸地域への勢力拡大と呼応して進められてきた東本願寺の中国での開教活動⁽¹⁾は、一九三〇（昭和五）年四月十一日に発布・施行された東本願寺布教条令によって満州・北支・長江・台湾の四開教監督部が設置され、さらに強化されていった。このうち華北地方一円を管轄するのが北支開教監督部⁽²⁾である。この北支開教監督部管内での開教活動に関する資料の一つとして旧東本願寺教學課資料のなかに「第一回北支開教監督部管下主任会議 協議録」（以後、「協議録」という）がある。これは一九三九（昭和十四 民国二八）年十月二十・二十一両日、北京別院において開かれた北支開教監督部管下主任会議の概要、決議事項、現地主任の現況報告の他、北支開教監督部管下別院・布教所所在地を示す地図、東本願寺北支開教監督部別院布教所名簿（共に昭和十四年十月現在）、本山に対する希望（現地主任提出）を誌したものであり、なかでも現地主任の現況報告と、会議の最初と最後の開教監督の挨拶は速記録として残されており、当時の状況を如実に伝えるものとして興味深い。

そこで本稿では、中国華北地方における開教事業全体の経緯を解

明する基礎作業として、この資料に依拠しながら一九三九年時点での活動状況の一端を見ておきたい。

また同じ時期、北京において『第一次華北宗教年鑑』⁽⁴⁾（以後、『年鑑』という）が刊行されているので、これも参考にして見ていくととする。

一 管内各機関の活動概要

【別院・布教所の所在地及び人員】

事変前に於ては、天津・青島・濟南・淄川・芝罘及び山海関と二別院四布教所が設置されてゐるに過ぎませぬが、今次事變の勃発と共に……略……教線が飛躍的に拡大されるようになったのであります。（「協議録」所収 開教監督の挨拶）

天津に東本願寺の布教を見たるは明治三十六年四月とす。大正四年に青島に別院を置き、大正四年に濟南に、大正七年淄川、大正九年山海関、芝罘に布教所を置きたり。しかして昭和五年六月青島に北支開教監督部を設置して二別院四布教所を監督指導をなせしが、支那事變の勃発と共に北京に北支開教監督部を

移すと共に教線を張り華北の主要都市十九箇所に布教所、副院^②を設置するに至れり。(『年鑑』第六編日本在華宗教 第二章日本在華宗教略史内 真宗大谷派本願寺略史)

と見えるように、東本願寺の中国華北地方における布教機関は、蘆溝橋事件(一九三七(昭和一二) 民国二六)年七月、七日)以前には明治・大正期に開設された二別院四布教所であったものが、事変を契機として教線が拡大され、華北の主要都市十九カ所に布教所・別院が設置されることとなった。その別院・布教所の所在地は『年鑑』及び「協議録」添付の資料によって知ることができる(表1)。

表1 別院・布教所一覧

名称	住所	開設年月
北京別院	北京市東城内務部七号	昭和十二・九
天津別院	天津市日本租界福島街四四ノ三号 (天津市日本租界福島街)	明治三六・四
青島別院	青島市膠州路二号 (同右)	大正四・八
濟南布教所	山東省濟南市四馬路一六六号 (濟南市商埠四馬路公園後街)	大正四・四
石門布教所	河北省石家莊電報局街縞生里三号	昭和二三・一
(石家莊布教所)	(石家莊電報局街福生里)	

太原布教所	山西省太原新民公園南海池辺 (太原新民公園南海子辺)	昭和一二・一一
新郷布教所	河南省新郷県姜庄街九号 (河南省新郷県城外姜庄前街九号)	昭和一四・四
徐州布教所	江蘇省徐州大同鎮誠巷 (徐州忠誠巷)	昭和二三・七
保定布教所	河北省清苑県保定府皇華館街十号 (保定西門外皇華館街十号)	昭和一二・九
彰徳布教所	河南省彰徳城外新民街一一一号 (河南省彰徳城外新民街一一一)	昭和一四・一
唐山布教所	河北省唐山市西馬路四号 (河北省唐山市西馬路四号)	昭和一〇・四
芝罘布教所	北東省芝罘愛徳街 (同右)	明治三九・五
濰県布教所	山東省濰県城内石仏寺 (山東省濰県城石仏寺)	昭和二三・五
淄川布教所	山東省嶺山南門外 (住所の記載なし)	大正七・三
塘沽布教所	河北省塘沽二県街 (塘沽二府街)	昭和一二・六
坊子布教所	山東省坊子鎮三馬路二十五号 (同右)	大正八・八
山海関布教所	河北省山海関南門外新街口 (山海関南門外新立口)	大正九・一二
天津別院河北出張所	天津市河北	昭和一一・一
※徳県布教所	山東省徳県	昭和一一・一
※海州布教所	江蘇省海州新浦鎮新化鎮	昭和一一・六

※臨汾布教所 山西省臨汾 昭和一五・五

◎(張家口布教所 張家口東安大街六五号)

◎(大同布教所 大同皇城二道巷)

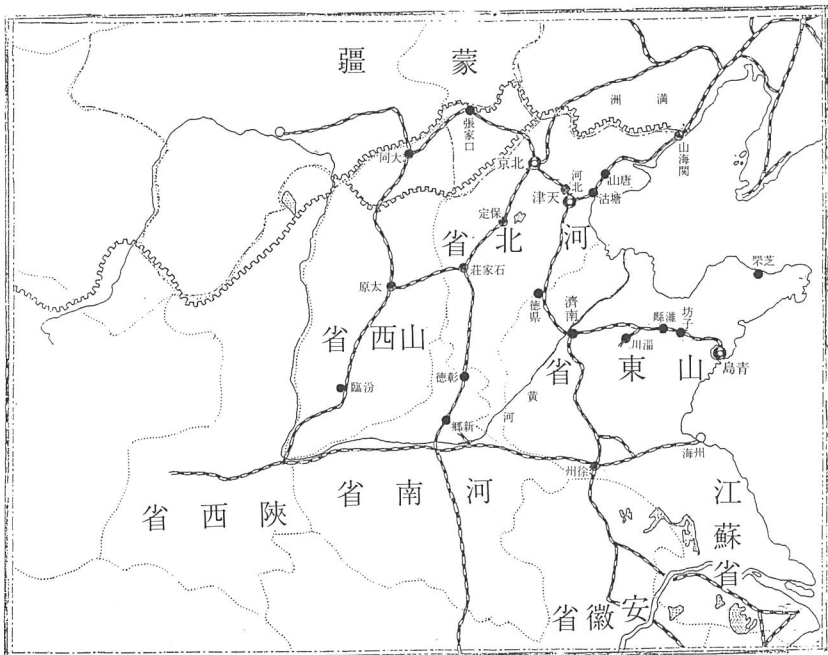
(a)『第一次華北宗教年鑑』所載の「名称」「所在地」「成立年月」を示し、「協議録」添付資料との異同はその都度示す。()内は「協議録」添付資料の記事。尚「成立年月」は「協議録」添付資料には記されていない。

(b)※印の一出張所三布教所は昭和一五年の開設であるから「協議録」添付資料に記事がない。

(c)○印の坊子布教所の開設年次を『年鑑』では大正八(一九一九)年としている。しかし開教監督の報告及び『年鑑』の「略史」には事変前から設置されていた布教所としては示されていない。『年鑑』の設置年次の記録の誤りと思われる。

(d)◎印の二布教所は「協議録」添付資料にのみ記事があり、『年鑑』には載録されていない。これは『年鑑』の他の項目においても、その所在地である山西北部の記事がまったく見当たらないことから、『年鑑』作成のための調査地域に含まれていなかったためと思われる。

これによれば、蘆溝橋事件後二年を経た一九三九(昭和十四)年十月には、三別院十六布教所と飛躍的に其の数を増し、さらに一年余を経た四一年初までに天津別院河北出張所及び徳県・海州・臨汾の三布教所が開設されており、華北全域にわたって教線の拡大がはかられている(地図参照)。



「協議録」に北支開教監督部管下別院・布教所所在地(昭和十四年十月現在)として添付されている地図である。ただし、徳県・海州・臨汾は筆者が加筆した。

表2 別院・布教所の人員（「協議録」添付の別院・布教所名簿より）

名 称	人 員
開教監督部	開教監督、主事、出仕、書記各一名
北京別院	輪番、補番各一名、在勤四名、駐留一名、留學生三名
天津別院	輪番一名、在勤六名
青島別院	輪番一名、在勤三名
濟南布教所	主任一名、在勤三名
石家莊布教所	主任一名、在勤一名
塘沽布教所	主任一名
唐山布教所	主任一名
山海関布教所	主任一名
張家口布教所	主任一名、在勤一名、駐在一名
大同布教所	主任一名、駐在一名
保定布教所	主任一名
太原布教所	主任一名、在勤二名、従軍僧（五台山方面）一名
徐州布教所	主任一名、在勤一名
濰県布教所	主任一名、（淄川布教所主任を兼任）
淄川布教所	主任一名、（濰県布教所主任を兼任）
芝罘布教所	主任一名
彰徳布教所	主任一名
新郷布教所	主任一名、在勤一名
坊子布教所	主任一名

しかしそれら別院・布教所で開教活動に従事していた人員(表2)は、大都市にある各別院や濟南・大原布教所では輪番或いは主任以下数名の在勤を擁しているが、その他の布教所にあつてはほとんど

が主任一人であり、なかには二つの布教所の主任を兼ねているところもあつて、地方での開教活動はほとんどその一人に負つていたのである。地域的に教線が拡大されたとはいへ、その性急さもあつてか人的増強が十分になされていなかったようである。⁽⁵⁾

【別院・布教所付設事業及び本山に対する要望】

また各別院・布教所の付設事業(表3)を見ると、その活動の対象は大きく三つに分けることができよう。その一つは中国人に對するものである。多くの布教所で日語学校が開設され日本語教育が行われている他、大同の晋北仏敎學院、張家口の仏敎學院といった中國僧の教育機関や、濰県の東亜仏敎會、坊子の東亜仏敎會、大同の蓮宗淨業社などの組織による教育・敎化活動が行われている。さらに社会事業として、職業紹介所等も開設されている。二つ目には在留邦人に対するものが挙げられる。各布教所では定例布教・日曜学校・青年會・婦人會或いは文書伝道などによつて敎化活動が行われている。また人事相談所・日華職業指導部・幼稚園・施薬所といった社会福祉事業を通じての邦人・中国人に對する敎化活動も行われている。そしていまひとつが軍との關係である。天津別院をはじめ濟南・太原・塘沽・坊子・唐山・新郷の各布教所が皇軍英靈奉安所となつていたほか、天津・石家莊・張家口には軍人ホーム・軍人休息所が設けられるなど従軍布教といった意味を持つていたようであ

る。

表3 別院・布教所の付設事業
別院・布教所 付設事業

北京

なし

天津

婦人法話会
日曜学校

仏教青年会

女子青年会

和讃講

太子奉讃会

中日仏教婦女会

毎朝晨朝法話

軍人ホーム

皇軍英霊奉安所

幼稚園(予定)

定例布教

念仏講

婦人会

同心会

日曜学校

日語学校

支那語学校

人事相談所(対日支人)

施薬所

健児院
婦人会

童話布教(毎週一回 於日本人小学校)

文書活動「東本願寺報」発行

日華仏教聯合總會

蓮宗浄行社(中国人に対し月一回布教)

大同念仏会

晋北仏教学院(支那僧教育機関 蒙疆政府立)

幼稚園

定例布教

土曜会

日語学校(付属人事相談所)

日曜学校

文書活動

皇軍英霊奉安所

婦人会(予定)

青年会

日華大乘仏教聯盟会

文化史蹟保存会

定例布教

婦人会

日語学校

揭示伝道

日華仏教徒交歓(予定)

幼稚園

日華職業指導部

定例布教

石家莊

徐州

濟南

婦人会

日語学校

支那語学校

石家莊幼稚園

軍人ホーム

定例布教

七七法要

婦人会

天義水同人会（日支合同 毎月二十五日）

揭示伝道（月五回）

日華仏教徒交歓（予定）

日華職業指導部

施薬無料病院

定例布教

婦人会

文書活動

皇軍英靈奉安所

日語学校

支那語学校

山西仏教学会

新民小学校

大谷少年団

婦人会（予定）

青年会

幼稚園

東亜仏教会（中国人）
東亜仏教会付設小学校（中国人）

濰県

保定

山海関

太原

日語学校

施粥（貧民に対して月四回）

文書伝道

定例布教

仏教日語研究所

日華仏教会

軍人休息所

支那人職業紹介所

支那語講習会

仏教学院（支那僧教育機関 蒙疆政府立）

定例布教

協和日語学校

婦人会

皇軍英靈奉安所

定例布教

婦人会

日語学校

皇軍英靈奉安所

定例布教

各部隊仏教講演

東亜仏教会坊子分会（中国人）

定例布教

婦人会

日曜学校

皇軍英靈奉安所

なし

定例布教

淄川
芝罘

唐山

坊子

彰徳

塘沽

張家口

婦人会

日語学校

文書伝道

皇軍英霊奉安所

日曜学校

模範日語学校

河南仏教同盟会（日華人）

石家莊

特派布教使派遣の件

特派布教使派遣の件

宗教反共聯盟に参加し得る開教使派遣の件

軍人用パンフレット下付の件

在家用御本尊下付の件

軍人用パンフレット下付の件

軍人用パンフレット下付の件

軍人名号・軍人用パンフレット下付の件

在家用御本尊（五十代）下付の件

特派布教使派遣の件

太原

パンフレット下付の件（一般信徒及軍人用）

華文によるパンフレット下付の件

中国人の信徒及び青年会用のバッヂ制定の件

紙芝居の資料下付の件

幻燈一台下付の件

開教服の制定の件

特派布教使派遣の件

軍人休息所用蓄音機・ラジオ下付の件

特派布教使派遣の件

軍人用パンフレット下付の件

宗教映画巡回の件

支那人の子供に与えるカード下付の件

特派布教使派遣の件

軍人用パンフレット下付の件

特派布教使派遣の件

表4 本山に対する要望（各輪番・主任提出）

別院・布教所 要望内容

天津

パンフレット下付の件（一般檀信徒）

特派布教使派遣の件

青島

支那人の大人子供に対するパンフレット下付の件

特派布教使派遣の件

仏教講演会開催につき講師派遣の件

大同

支那人の大人子供に対するパンフレット下付の件

特派布教使派遣の件

紙芝居資料下付の件

済南

腕巻数珠・パンフレット下付の件（軍人に対するもの）

特派布教使派遣の件

塘沽

特派布教使派遣の件

軍の奉安所用の御本尊下付の件

唐山

特派布教使派遣の件

時局パンフレット（軍人用）下付の件

山海関

特派布教使派遣の件

濰縣

中国人の娯楽機関としてラジオ・蓄音機下付の件

徐州

念珠・軍人名号下付の件

またこれら活動の内容については、各布教所から本山に宛てて出された要望(表4)によっても知る事ができる。そのなかで特にパンフレット下付の件について見れば、軍人用の希望が多く、その需要の多かったことが認められると共に、一般檀信徒用・中国人用のそれとは希望する地域に差異のあることにも留意しておかねばならない。

二 各主任の報告よりみた具体的な活動内容

前項において各別院・布教所の活動が、中国人に対するもの、邦人に対するもの、そして軍に対するものという三点に大別できるところを指摘したが、具体的にはどのような活動方法が取られていたのか、各主任の報告よりうかがってみよう。

【対中国人】

最初にも述べたように各主任の報告は速記録で記されており、それぞれの地域における活動が詳細に述べられているが、やはり中国側への働きかけに関するものがかなりの部分を占めている。その中から、まず中国人と密接なつながりを持った活動の報告を二つ紹介する。

私の所へ支那人が集まって参りますのは、大同仏教居士林の居士さんと蓮宗浄業社の阿媽さん(原註 中国婦人ノ仏教信者、

蓮宗浄業社ノ会員ニナツタ人ヲ云ウ)でありまして、阿媽さんの方は現在約百名程会員があります。居士の方は三百五十名居ります。……略……

女の信者は蓮宗浄業社の会員として毎月旧の十九日にお寺に集まることになってゐます。そして当日になると朝から会員が集まって各自持参の野菜・粟等で菜(原註 副食物)や飯を造ります。中食を皆と一緒にしてやると会員は非常に喜んでくれます。午後には式を始めます。私の導師で般若心経を会員一同で読みます。

(開教監督の質問)「般若心経を如何して撰んで読むのか。」それは以前からこの会で読む事にして居りましたので、それで急に変へてはと思ひまして、従前通りやつてゐます。ゆくゆくは正信偈を上げ度と思つてゐます。お経が読み終ると私の周囲を念仏しながら行道をやりますが、それが終ると所定の席に就きます。そこで私が四十分間程、正信偈又は小経について説教をやるのです。又大同の石仏寺の出来た由来などを述べてやります。此の会員の者は、私の寺を自分の家の様にして出入りして、大変親しくしてゐます。……略……

また時々私は結婚式の時に司会を頼まれるんですが、そう言う時には出来るだけ派手にやつてやります。色衣を着て五条をつ

けて司会をしてやると、その後時折二人で寺へ遊びに来てくれます。又、俺の所へ日本の坊さんが来て司会をしてくれたと言ふて、近所隣へ吹聴し非常に喜んでくれます。私も出来る丈けさうした席へ出てやることにしてゐます。

(濟南主任の質問) 「蓮宗浄業社といふその婦人団体は貴君が組織されたのですか。」

いや、蓮宗浄業社といふのは、ずっと以前から大同にあつたものでありまして、私が大同へ来ました昨年の四月頃は四十人程御座いました。この蓮宗浄業社と言ふのは、念仏講でありまして、これを統理してゐました支那の某といふ坊さんが死んだので一時中断して居つたのです。その所へ私が事變と同時に従軍して大同に駐る様になつてから、以前から這入つてゐた此の講の人達が坊さんが死んだから貴方様になつてくれといふ、言はば推薦されまして、この蓮宗浄業社を復活させたのであります。会員中には支那の上流の奥様も居ります。又蒙疆政府の要人方の太太(原註 夫人)も居ります。その様にして蓮宗浄業社といふものが出来たのであります。……略……

支那人に対する教化方法は、支那人と同じ気持ちになつて一緒にやると言う言葉に尽きると思ひます。こちらが親しく交際してやると先方も非常に喜んで迎えてくれます。斯うした支那人

の心理をよく飲込んでやれば、或程度迄の支那人の教化は強ち難事ではないと考へて居ります。(大同主任の報告)

最初、私の這入りました時には、濰県城内には一人の日本人も居らなかつたのであります。暫くの間、宣撫班の仕事をして居りまして、そのうち何か仏教会の様なものを作らうと思ひまして何か規則書を探して居りました矢先、偶々紅卍字会の規則書が幸い手に入りましたので、それを参考にして東亜仏教会といふのを組織したのであります。……略……

東亜仏教会の仕事と致しまして、貧民の子供を集めて新民小学校を経営致してゐます。この小学校を経営する為めに石仏寺(原註 濰県城内に在る寺)を貰うけたのであります。臨時政府所定の教科書を使用し、現在一四三名の児童が居ります。卒業生を各方面に就職させて居ります。……略……

とに角小学校経営には、その経費の捻出には全く私も瘦せて居ります。今度監督先生にお願ひして靴下を編む機械を買ふてもらつて靴下を造り、その売つた利益で小学校の経営費に當てて居ります。……略……

我々は、もつともつと支那人の中に這入り、支那人教化に進まねばならぬと考へてゐます。やらぬから出来ぬのであつて、や

れば必ず出来るのでありまして、支那側工作もさう案ずる程の難事業ではありませぬ。

(瀧県主任の報告)

これらの報告によって、開教従事者が中国人社会の中に入り、従来の組織を継承しながらの布教活動、また中国人を中心とした仏教会を組織しての教育事業の開設といった方法が行われていたことを知ることができる。しかし

支那人工作は大同主任がやっておりますので、ひとつそれを発表してください。

(大同主任の報告に対する開教監督の言)

この活動こそ支那人教育になっている。この活動を十分に研究してほしい。

(瀧県主任の報告に対する開教監督の言)

と紹介されたり、報告に対して質問が出されるなど、出席者から特に注目されていることから、逆に管内全体としてはこのような活動があまり行われていなかったことが察せられる。この点について実際に他の地域の報告には

東亜仏教会があるので、それで支那人側の工作にあたる。(坊子鎮)

日華仏教会をつくって支那僧と一緒に支那側の工作にあたっている。(張家口)

各宗派が集まって石家荘仏教団を組織し、これによって支那工作にあたる。(石家荘)

支那僧と提携して日華仏教団をつくる。(徐州)

日支人合同による天義水同人会をつくり、毎月二十五日に寺に集まり仏教の話をし、日支人の心からの融合をはかる。(保定)

支那側への工作として東亜精神作興同盟会(仏教、儒教、基督教、神道、紅卍字会等の各宗教の集まり)があるが、実際には何もできない。(青島)

支那側に大同のように仏教居士林があるが、各宗(西派・浄土・曹洞・真言・法華・天理教・金光教)があるから一人でやるのは難しい。(済南)

と見られるように、一般的には日本の在華宗教教団が集合した組織、或いはそれと中国側宗教関係者とによってつくられた組織によって開教活動が行われていたのである。ただ地域によって、特に日本の宗教各派が多く活動している都市部においては、宗教団体それぞれの思惑もあつてか却つて十分に機能しなかつたようである。

【対軍】

次に軍との関係である。前項では軍との関係は英霊奉安所や軍人ホームとなることによつてもたれた面を指摘したが、そのことは各報告のなかにもみられるところで、なかには

西派と曹洞宗から反対があつたが、東本願寺は堂内が広いこと、主任が従軍布教師である関係から忠霊奉安所と決定される。(徐

州)

現在、浄土・妙心そして真言が虎視眈眈たる有様で隙があったら別院の地盤に喰入らうとしてゐる。事変後、英霊奉安所のことでも少しでも勢力を削がうとしている。(天津)

とあるように、英霊奉安所をめぐる他宗派との争いのあったことも述べられている。しかしそれとは別に、中国側への教化活動と関連して

今年七月頃、青島特務機関長から青島宗教聯盟をつくり日本の仏教部・神道部・基督教部一丸となつて支那人教化にあたつてはという相談があり、興亜院文化部出張所長と話し合つて、十一月三日明治節に発会式を挙げる予定である。(青島)

特務機関からの誘いで汎宗教聯盟を結成する。(石家莊)

最近、特務機関から農業学校経営を頼まれ考慮中。(濰県) という報告がみられる。ここに、宗教界の中国側に対する教化活動組織の結成や教育機関の開設に深く係わり、それを宣撫工作の一貫として利用しようとする軍の姿が浮かび上がってくる。

【对邦人】

また邦人に対する活動については、主として前項で示した付設事業の開設を報告しているが、それは当該地に滞在する邦人の人口表(5)によって異なるよう、数百人から数千人といったところでは

表5 各地の人口(主任の報告にみえるもの)

場所	邦人	中国人
天津	三万	
徐州	千三百	十二万
三海関	千七〇八百	四万
濰縣	二百五十	十万
張家口	七千	十四万
塘沽	一千	三万
彰徳	二千	十二万
坊子	六百	六千

テニス倶楽部・乗馬倶楽部をつくり、寺の明るいイメージをつくる。(彰徳)

月二回東本願寺新聞『法筵』を謄写版で刷つて居留民全部に配布している。(坊子鎮)

支那語学校を開設し、在住の銀行員・会社員の邦人の希望に副している。(張家口)

というように憩いの場所・邦人への情報提供的な要素が見られたが、都市部になると

宗教聯盟で支那工作をやり、居留民側への教化は私が単独でやる予定である。そのため月忌参りを出来るだけ多く作り、在動を督励して一人でも多く信徒を獲得する様に、また念仏講を作り老人連中を寺へ参る様にしており、次第に増加している。(青

島)

最近、天津河北の地に邦人が増加してきたので、出張所を出すことになった。(天津)

など日本国内と同様に月忌参り・念仏講も行われ、人口増加にともなって出張所も開設されている。しかしこのような布教活動は必然的に他宗派との勢力争いを招くこととなったようで

事変前は別院と曹洞宗と浄土宗の三方寺しかなかったが、事変後は妙心寺、真言、法華、それに西派が進出してきた。幸い我派は開教が古い為に、色々な縁故も出来てきているので、信徒中には西派の者も可成りいるが、西派が出来ても直ちに行く者はいない。西派が開設されると共に世話方のなかでは一人が行っただけである。(天津)

という事情も報告されている。このような他宗派との関係については特に開教監督の挨拶のなかには

天津は北支における第一の商業都市であり、東本願寺の最も力のあるところで、各宗派が連合しても東本願寺の有する勢力には及ばない。しかし、天津は九州・山陽の者が多いから西派が本腰を入れてやりだしたらどうなるかわからない。もし我派において問題を起す様なことがあればそれこそ大変である。済南では一時西派のために地盤を失うも、復興の兆しがある。

石家荘では西派が非常な力の入れ方をしたので圧倒されたが、漸く発展の緒につき、あらゆる方面に発展しつつある。

淄川では曹洞宗の某氏が非常な活動家で、一寸やられた形となった。

天津における西派の如く北京では西派に及ばないかも知れないが、次第に勢力が拡大している。

と他宗派の活動を意識した言辞が多く見られ、開教監督部側の意向として他宗派にも勝る自派勢力の維持・拡大のあったことがうかがえる。

三 開教活動に対する規制

ところでこうした開教従事者の活動が、なにもにも拘束されず自由に行うことができたのかというと決してそうではない。最後に開教活動に対する規制について見ておきたい。

【宗教法規】

中華民国内で活動する日本の宗教団体に対しては、次のような規則が施行されていた。

日本在中華民国神社規則(昭和十一年六月六日外務省令第八号)

(改正昭和十二年十二月一日外務省令第十三号)

日本在中華民国寺院教会廟宇其ノ他ノ布教所規則(昭和十一年

六月六日内外務省令第九号(改正昭和十二年十二月一日内外務省令第十四号)

この内「日本在中華民國寺院教会廟宇其ノ他ノ布教所規則」⁽⁶⁾は十八条からなり

(第一条) 中華民國ニ於テ寺院、教会、廟宇其ノ他ノ布教所ヲ設立移転、廃止又ハ併合セントスルトキハ所轄帝國領事官ノ許可ヲ受クヘシ

(第二条) 寺院、教会、廟宇又ハ其ノ他ノ布教所ノ設立ノ許可ヲ受ケントスルトキハ其ノ住職、僧侶、牧師、道士又ハ布教師ト為ルヘキ者及檀信徒ト為ルヘキ者十人以上ノ連署ヲ以テ左ノ事項ヲ具シ所属宗派ノ管長又ハ之ニ類スル監督者ノ承認書ヲ添ヘ所轄帝國領事官ニ願出ツヘシ

- 一、事由
- 二、設立地
- 三、名称
- 四、宗派系統
- 五、本尊又ハ祭神
- 六、本堂其ノ他建物ノ位置、構造及建坪並ニ境内ノ位置、面積及模様
- 七、設立費及其ノ支弁方法

真宗総合研究所紀要 第九号

八、布教方法

九、維持方法

十、檀信徒ト為ルヘキ者ノ戸数

十一、住職、僧侶、牧師、道士又ハ布教師ト為ルヘキ者ノ履歴及其ノ資格

十二、本堂其ノ他ノ建物ノ起工及竣成予定日

前項ノ規定ニ依ル願書ニハ前項第六号ノ事項及境内地周囲ノ状況ヲ表示スル図面ヲ添付スヘシ

など寺院・教会等の設置・移転・統廃合及び人事について仔細に領事館に届け出し、その許可を得る事が義務付けられており⁽⁷⁾

(第十五条) 住職、僧侶、牧師、道士、布教師、教職ニシテ公安風俗ヲ害スルノ行為アリト認ムルトキハ所轄帝國領事官ハ布教其ノ他教務ノ執行ヲ停止シ又ハ寺院、教会、廟宇其ノ他ノ布教所ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

(第十七条) 許可ヲ受ケスシテ寺院、教会、廟宇又ハ其ノ他ノ布教所ヲ設立、移転、廃止若ハ併合シタル者ハ百円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス

と、許可の取り消しや罰則をも規定している。そして

(第十八条) 帝國領事館本令第五条第二項、第七条、第九条、第十二条、第十三条及第十六条第二項ノ届出ヲ受ケタルトキハ

遲滞ナク之ヲ外務大臣ニ報告スヘシ

とあるように、それらの届け出は外務大臣に報告されることとなっている。つまり東本願寺に限らず宗教教団すべての中華民国内での開教活動は、日本国政府によって管轄されていたのである。したがって彼らの活動は当然政府の意向に左右され、その意向を逸脱した開教活動は抑制され、却って意向或いは要請に則したある程度画一的なものにならざるを得なかったと思われる。

【布教所用地】

また、当時中華民国にも宗教に関する法律があり、その中には「内地外国教会租用土地房屋暫行章程」(民国一七(一九二八)年六月一日、内政外交兩部会同公布)があつて、外国の教会が土地家屋を租借するにあつたての規約が定められているのであるが、本資料の一連の報告には、このことについて一切触れられていない。もつとも同章程の第一章に

凡外國教會、在內設立教會醫院或學校、而爲該國與中國條約所許者、得以教會名義、租用土地建造或租賃房屋

とあるように、当該国との条約に基づいてそれが実施されるのである。日本と中華民国との間には布教に関する条約が締結されていなかったから、その法規が直接に係わることはなかったということであろう。事実この報告には、布教所の開設に当つての土地家屋の確

一保について

軍の厚意でもとの山西教育會館を借り受け布教所を開設することが出来た。(太原)

軍から貰い受けた家を布教所とする。(彰徳)

というように、軍からの提供によって開設されたもの、また

秦皇島への移転について、すでに領事と特務機関長には伝えて

諒解を得ており、現在家を探している。(山海関)

将来のことを思い、軍部や憲兵隊に敷地の件で交渉中。(塘沽)

のように軍の協力を依頼しているという例が見られ、中華民国の規定とは無関係に布教所の設置が行われている。すなわち布教所設置については、ほとんどが軍の手配に依存していたと見られるのである。

これを要するに、中国華北地域における開教活動は、一方で軍部に依存しながら、もう一方では領事館を通じ日本政府によって管轄されるという、極めて限られた条件のもとで行われていたことが知られるのである。

四 小括として

以上、一九三九年当時の東本願寺の中国華北地域(北支開教監督部管内)における布教活動の状況を見てきたが、そこには、蘆溝橋

事件を契機に開教対象地域が急速に拡大されていったこと、そのなかにあつて布教活動はそれぞれの地域の事情に即応しながら、中国人にまた邦人に対して様々な取り組み方でなされていたことが認められた。しかし、それらの活動は日本の対中国政策という枠組みにはめこまれた形でしか為し得なかつたという状況も同時に明らかになつた。

「中国での布教」を念頭においた開教従事者の活動が、彼らの思ひとは裏腹に国の政策に則つた中国人宣撫工作の一端を担うものとして位置付けられてしまふという結果を招くのは、このような状況によるのである。すなわち日本の宗教教団の中国における布教活動に対して、政府と開教従事者双方の意図するところにずれが生じていたことに留意しなければならない。

したがつて、東本願寺の中国における開教活動を見る場合、それが単に一宗教教団の海外布教活動という点のみで論じられるのではなく、日本の外交史、或いは日中交渉史という大きな流れの中で捉えられなければならない問題であるといえよう。ここにその必要性を指摘する一例を紹介し得たと思う。

尚、本会議における決議事項は、

一、東本願寺北支開教団規約、及、規約施行細則之件（昭和十

四年一月一日実施）

真宗総合研究所紀要 第九号

二、北支開教団役員之件

三、昭和十四年度管下別院、布教所醸出金之件

四、北支開教団団員費之件

というものであり、「東本願寺北支開教団」の結成に関するものがその主たる内容であつた。決議された東本願寺北支開教団規約及び規約施行細則によると、この開教団は「団員相互の聯結に努め開教使命を果遂する」（規約第三条）ことを目的とし、「北支開教監督部管内の開教使員を以て組織」（第二条）されたものである。これから見るとこの開教団は北支開教監督部管内で活動する開教使等をそのまま再組織したものであることが知られる。そして団員には「北支開教監督部管内に於ける開教使員は総て団員たるの義務あるものとす」（規約施行細則第一条）とこの団の活動に参加することを義務として課すなど、それまでの開教活動をより強力に推し進める体制の確立を狙つたものと考えられる。

また同様の開教団は、一九三七年一月二九日、台湾においても「台湾開教団」として結成されており、日本のアジアにおける勢力拡大に伴う宗教界の動向を見るうえで興味深い。これについては各地域の状況とも合わせ考えなければならぬ事柄であり、今後の課題としたい。

(1) 注 関係論文としては、佐藤三郎「中国における日本仏教の布教権をめぐる」(『近代日中交渉史の研究』所収)がある。

(2) 東本願寺布教条令

第二十四条 開教地ニ於ケル布教ノ發展統一ヲ図ル為左ノ開教監督部ヲ設置ス

朝鮮開教監督部 (京城別院)

滿州開教監督部 (大連別院)

北支開教監督部 (青島別院)

長江開教監督部 (上海別院)

台湾開教監督部 (台北別院)

布哇開教監督部 (布哇別院)

第二十五条 開教監督部ノ管轄区域ヲ定ムルコト左ノ如シ

朝鮮開教監督部 朝鮮一円

滿州開教監督部 滿蒙一円

北支開教監督部 北部支那一円

長江開教監督部 長江一円及英領海峽植民地

台湾開教監督部 台湾一円

布哇開教監督部 布哇一円

(3) 監督部は当初青島別院内に設置されたが、一八八一(明治十四)年以

(4) 来絶えていた北京別院が再開設されたのにもなって、一九三七(昭和十二)年十月二日北京別院内に移された。

(5) 『第一次華北宗教年鑑』興亜宗教協會編 中華民國三十(一九四一)年三月二十日出版。「序例」によれば、ここに掲げられた資料は民国二十九年末のもので、以後編集が進められるなかで新資料に改められるものは改めたとする。したがってここに見える状況は民国二十九年末から三十年初にかけてのものである。

(6) この人員不足のことについては後に示す布教所から本山への要望事項や具体的な活動にも見えてくる。

(7) 『第一次河北宗教年鑑』第十一篇 第三章 宗教法規の項。

(8) 旧東本願寺教学課資料のなかに、「昭和十一年六月六日外務省令第九号に基き」作成された山西省大同縣口泉布教所の「寺院設立許可願」(昭和十六年四月二十六日付)があり、それは同年七月二日、在大同総領事館出張所主任名で許可されている。これによって実状の一端を知ることができる。

(9) 注(1)掲、佐藤論文参照。

(10) 旧東本願寺教学課資料所収。

(桂華 淳祥)

四 一八九九年、西本願寺大谷光瑞(清国巡遊)をめぐる

浄土真宗本願寺派の海外開教の着手は、日本の対外戦争を契機としたことはよく知られている。⁽¹⁾ それゆえ、海外開教のアジア諸民族

国家への(侵略性・犯罪性)を指弾することのみでは(開教史)の持つ多様な歴史像を検討することにはならない。

つまり、天皇制仏教とその体質が規定される近代真宗の持つ〈侵略性・犯罪性〉を織込み済みの前提として、それぞれの時期・地域における開教の実質をさぐる必要がある。ここでは、本願寺派が同じく真宗でも大谷派に大幅に遅れ〈海外への開教〉ということを意識しだし、また、具体的に手を染めはじめた日清戦争前後における動向を分析する。具体的には、西本願寺第22代宗主となった大谷光瑞（鏡如）が一八九九（明治三二）年一月から五月にかけて行った〈清国巡遊〉に論議を特定する。⁽²⁾

その理由と事情は、次のようである。

※※※

一八九六年十一月四日、本願寺派は開教地を陸海軍所在地、北海道、沖縄、台湾、ウラジオストック、ハワイと定めた。（『本山録事』）

また、この年の十二月八日付で前年に設置した開教事務局（九月三〇日付）を布教局と改組した。（『本山録事』）この動きは、前後してアジア諸地域に開設されつつある布教場へ宗務当局として対応したものと考えられる。

事実、宗派の正史として出版された『本願寺史』⁽³⁾第三巻も、おおよそこの期に開教の黎明期を置いているが、印象深いのは開教の中心が、軍人布教と在留邦人布教に集約されているという点であるといえよう。

これは、開教地を見れば即座に連想されることであり、日清戦争が契機となった朝鮮地域への布教師の巡遣も、慰問と視察の域を出るものではなかった。⁽⁴⁾ ために、仏法を他民族・他地域の住民に伝導するといった意味での〈開教〉は本格化してはいないと見るべきで、宗派当局も、本格的開教への必要性を感じてか、開教師に必須である語学研修機関である「清韓語学研究所」⁽⁵⁾を設置している。

一八九九年一月十日に、

〈史料①〉 達示

甲第一號

末事一般

新御門跡不日御發途清国へ御巡遊相成事

明治三十二年一月十日

執 長 梅上澤融

（『本山録事』）

と発表された大谷光瑞の〈清国巡遊〉は、本派開教創世期とあいまって相応の期待が持たれたようである。

では、この〈清国巡遊〉は、宗務当局からどのような位置づけがなされたのであろうか。『清国巡遊誌』によると、

〈史料②①〉清国は最早や清国の清国にあらずして全く欧州列強の清国なり。（傍線は引用者、以下同じ。）所謂勢力平均の事情の下に、列強が互に嫉妬猜忌して相索制手する間に、僅に奄々の氣息

を保つと云へども、比等の事情は到底永久相続するものにあらざるのみならず、近来の形勢より視るときは、東亜大陸の風雨針は常に低気圧を禾せり。不測の変真に朝夕を計られざるものあり。警報一度傳ふるの日は、恐らく兇然たる此の老大国が、其四億萬の人口と、八十五萬餘方里の大陸と、五千年の歴史とを挙げて、各實共に滅亡に帰するの秘ならずばならず。嗟呼清国の滅亡、我邦は何等の影響を蒙ること無しに独り晏然として始終傍觀の地に立つを得べけんか。（『清国巡遊誌』、p 34～35⁶⁶）

〈史料②〉 目下萎靡頹廢の極に達せる清国の佛教徒を鞭撻して大に彼徒の警醒を促し、セメテ幾分なりとも佛教が国家社會の一要素たるべき本来の面目を了解せしむることを得ば、何ぞ必しも今日の清国に取りて、尚能く一滴靈藥の功無しとせんや。是等の理由あるによりて清国布教は我佛教徒の急務にして且其責任なり、清国は吾に我と同交同種なるのみならず實に同一宗教を奉ずるの國……（『清国巡遊誌』、p 37⁶⁷）

と記しており、論理の基調は、欧米列強に半植民地化された清国は、もはや国家の様態をなしていない窮状にある。そして、その清国は、日本と同じく仏教国であるが、仏教が社会的に機能しているとはいえない。ゆえに、仏教徒である本願寺教団が、清国の窮状を憂い、とくに仏教徒に覚醒を促すための清国布教を必須とするのである。

というものである。

私たちは、この論理基調が、同じく朝鮮開教の発端である日清戦争前後に教団の幹部から発言されたことを記憶しているが、やはり、アジアへの開教の使命観が「劣った民族を覚醒する」という「日本主義」によっていたことを暗示している。では、国家・社会に有益で、清国を自立せしむる仏教としての真宗の内容は、どのように意識されていたのであろうか。同史料では、

〈資料③〉 凡そ巡遊中 狴下の身心に感觸せし所のもの一端にあらずと云へども。歸する所は護國扶宗、

二諦双資の宗憲を恪遵し本願一實の大道をして萬古に炳焉たらしめんとするに在るのみ。⁶⁸（傍点は原文）

と、その気概を示している。言うまでもなく「真俗二諦」の宗旨であり、それゆえ、開教もその宣布を目的とすることになる。

では、その足がかりともなる大谷光瑞の「清国巡遊」は、どのように行なわれたのであろうか、日程を見てみよう。⁶⁹

日程（1899・1・19～5・3）

1・10	清国巡遊を発表。
1・19	神戸港出港。 （随行長武田篤初・朝倉明宣、本多惠隆ほか6名。また、香川黙識は、杭州布教駐在赴任のため同行）

1・23	長崎港を経由して上海へ到着。宿所は、アストルハウス。(大谷派上海別院輪番佐野即悟らの出迎えを受ける。香川は、杭州へ出発。)	
1・24	香港へ向かう。(26日到着)	
1・28	香港領事(上野)を訪問。上野領事の案内で香港見学。	
2・2	広東へ出発。(同行、三井物産社員住井辰夫。)	
2・3	広東同文館日本語教授長谷川雄太郎と面会。(4日に香港へ戻る。)	
2・5	九龍において在留邦人の歓迎を受ける。	
2・6	香港監獄を見学。(領事館杉田書記案内。)	
2・7	送別会。(上野領事主催。)	
2・11	上海へ戻る。(佐野・香川らと面談。)	
2・12	大谷派上海別院へ代香を派遣。 (17日まで、上海領事・陸海軍武官らと会見。)	
2・18	(随員市川達城帰国。)	
2・19	杭州へ向かう。(李阿福同行。)	
2・20	嘉興(大派布教師、本願寺派留学生ら)の出迎えを受け、翌日、杭州到着。 大谷派連嗣勝縁(清流院)の出迎えを受ける。	
2・21	本願寺公館(2・8に設置)に立ち寄る。	
2・23	蚕学館を見学。(2名の邦人、日本語教授)	
2・27	上海に戻る。(大谷勝縁の見送りを受ける。)	

3・1	上原芳太郎到着。	
3・4	漢口に向かう。	
3・8	漢口に到着。(瀨川領事の出迎え。)	
3・10	漢陽の鉄政局(清国宮製鉄書)を瀨川領事の案内により見学。	
3・15	北京へ陸路旅行出発。(3・26開封經由)	
4・7	北京へ到着。(宿所・西賓館、8日に公使館へ移る。公使代理滝川中佐らの来訪を受ける。)	
4・9	(随員本多惠隆、天津へ向かう。)	
4・11	従僕、野村伊二郎急死。(10日、随員長武田篤初(棺前読経の後、ドイツ人墓地郭外に埋葬。)	
4・15	北京公使矢野を訪問。(12日に歓迎晚餐、13日に面談)	
4・17	天然痘予防のため種痘。	
4・19	西蔵經典印刷所天清号を見学。	
4・22	万里の長城を見学。	
4・23	李中堂訪問。 (北京在留邦人新聞記者歓迎会)	
4・24	總理衙門を訪問。 (清政府要人へ謁見。皇帝への拝謁はかなわず。「浄土三部経・浄土和讃・五帖御文」を皇帝・西太后に献納。12月に西太后より、答礼として「大蔵経」など来る。)	
4・25	雍和宮に喇嘛僧正を訪問。 天津へ向かう。(26、7日滞在。)	

4・28	上海に着く。(宿所アストルハウス)	
4・29	大谷勝縁らの見送りにより帰国の途に着く。	
5・3	神戸港に着く。(午後、本願寺到着)	

考察

以上、日程から判明する事実は、おおよそ次の通りである。

- ① 宗教関係者では、本願寺派関係との人物とは交流なし。(大谷派関係のみで、在留門徒の来訪を受けた程度。)
- ② 主要な滞在在り地では、外交官、商社員の案内で工場、学校、観光名所を見学、視察。(随員に通訳者専従がいないと見え、語学上の障害からか現地の人びとの交流はほとんどみられない。)
- ③ 結果的に在留邦人の交流にとどまっている。
- ④ 清国皇帝への謁見を希望したが実現していない。(朝鮮開教開始の時も皇帝に謁見を行っており、それにならったものと思われる。とくに、清国扶国に真宗が有用という開教必須論からの必然も考えられる。)

いわば、開教のための視察としては成果不十分の観が否めないが、これは、渡清に対しての用意が万全ではなかったことにもよると思

われる。〈清国巡遊〉が、大谷光瑞の個人的要求において断行されたことを想像させるものであるが、宗務当局は、費用のかさむ〈清国巡遊〉を海外開教のための若き法嗣の英断としたむきも読みとれる。ゆえに、大谷光瑞〈清国巡遊〉は、後の開教史の展開の中では突出した出来事と見なさざるを得なく、教団レヴェルの開教使派遣は義和團事件(一九〇一年)に際しての軍人布教まで停止するのである。

注

- (1) 宮崎圓遊「日清、日露戦後における本願寺の活動」(『響流』昭和十二年九月号)
- (2) 『本願寺史』第三卷(一九六九年、浄土真宗本願寺派刊)は、「この時台湾開教使紫雲玄範に清国福建省廈門の開教を命じた。軍隊布教を除けば、これが本願寺公式の清国開教の嚆矢」(P.412)と大谷光瑞の〈清国巡遊〉と結びつけている。
- (3) 拙稿「浄土真宗本願寺派朝鮮への〈発端〉——従軍布教との関連を通して——龍谷大学『仏教文化研究所紀要』第二七集、一九八九年」、「清韓語学研究所の成立をめぐる」(龍谷大学『仏教文化研究所紀要』第二九集、一九九〇年)。
- (4) (7) (9) 所引は、教学参議部編纂『清国巡遊誌(全)』一九〇〇年六月刊による。
- (8) 拙稿「浄土真宗本願寺派朝鮮開教への〈発端〉」(前掲)で、臨時部長をつとめた大洲鉄然の発言を紹介した。(P.153)
- (10) 日程の作表の所引の典拠は、『清国巡遊誌』(前掲)及び、『鏡如上人

- 年譜（一九五四年九月、本願寺派鏡如上人七回忌法要事務所刊）。
 (1) 大谷光瑞は、この年の十二月にインド、ヨーロッパ外遊に出発する。
 （『鏡如上人年譜』、p19）

（遠藤 一）

（付） 真宗大谷派アジア布教主要事項年表

〔二八七〇（明治 四）年 七月	日清修好条規調印。〕	一八八一（同 一四）年 四月	朝鮮元山布教所設置（釜山別院元山支院と称す）。
一八七三（同 六）年 七月	小栗栖香頂、宗教事情視察のため中国入り。	一八八三（同 一六）年 九月	本山事務改正により中国布教一時中止。
同 九月	小栗栖香頂、中国北京に在留中に本山より支那弘教係任命（明治七年八月帰国）。	一八八五（同 一八）年 九月	中国布教再開。
〔一八七六（同 九）年 二月	日鮮修好条規調印。〕	一八八六（同 一九）年 九月	朝鮮仁川に釜山別院仁川支院開設。
同 六月	本山により中国開教開始決定。	一八九〇（同 二三）年 七月	朝鮮京城に釜山別院京城支院開設（明治二八年二月京城別院と改称）。
同 八月	中国上海別院開設。	〔一八九四（同 二七）年 八月	日清戦争始まる（明治二八年四月講和）。〕
一八七七（同 一〇）年 八月	本山に外国布教事務係設置。	一八九五（同 二八）年 五月	台湾兼澎湖島布教主任任命。
同 十一月	朝鮮釜山出張所開設（明治十一年十二月釜山別院と改称）。	〔同 六月	台湾総督府開庁〕

一八九七(同 三〇)年 四月	台湾台北寺務出張所設置。	同	年十一月	満州安東布教所開設。
一八九八(同 三一)年 九月	連枝大谷勝信(北支開教担当)、同大谷瑩誠(南支・台湾開教担当)、中国渡航。本山により中国開教推進決定。	同	一九〇六(同 三九)年 七月	樺太大泊布教所開設。
同		同	八月	海外開教条規發布。
同		同	十一月	朝鮮総督府より韓国寺院規則發布。】
一八九九(同 三二)年 一月	本山寺務制改正により、海外布教は布教局所管となる。	一九〇七(同 四〇)年 一月	韓国布教監督任命。	
同		一九〇八(同 四一)年 七月	韓国京城別院内に満韓布教監督部を設置。満韓布教監督任命。	
同		一九〇九(同 四二)年	樺太大泊・真岡・豊原布教所に本堂落成。	
一九〇〇(同 三三)年 五月	台湾事務出張所廃止。台湾及清国両広布教監督部設置。	一九一〇(同 四三)年 四月	満州大連布教寺務所開設(大正二年大連別院と改称)。	
同		同	七月	法主大谷光演、樺太巡教(真岡、海馬島、大泊、豊原)。
同		同	八月	日韓併合条約調印。】
同		同	九月	朝鮮布教監督部設置(管轄範囲は朝鮮および満州)。
同		同	十一月	シベリアニコライスク布教所開設。
同		同	同	同

【一九〇四(同 三七)年 一月 日露戦争始まる(明治三八年九月講和)。】

〔同〕 十二月 樺太およびロシア領沿海州

開教の事務を、北海道事務出張所所管とする。】

一九一四（大正三年）八月 樺太大泊布教所を樺太別院と改称。

〔同〕 八月 第一次世界大戦に参戦（大正七年十一月終結。】

一九一七（大正六年）四月 満州大連別院内に満州布教

監督部設置（管轄範囲は満州および山東省）。

〔同〕 四月 法主大谷光演、朝鮮・南満

州巡教（京城、仁川、安東、大連、旅順）。

〔同〕 五月 樺太豊原布教所を樺太別院

と改称（樺太一円を管轄下とする）。

一九一九（同八年）一月 南方フィリピンミンダナオ

島ミントル布教所開設。

〔同〕 三月 朝鮮で三・一独立運動起る。抗日気運高まる。】

〔同〕 五月 第一次大戦講和会議で旧ド

イツ領南洋群島の日本委任統治決まる。大正十一年二月調印。】

一九二二（同一年）六月 朝鮮総督府の依頼により、

間島地方の人心安定のために間島布教所開設。

一九二三（同二年）五月 南洋サイパン布教所開設。

一九二四（同三年）四月 満鮮拓殖事業視察派遣。

〔同〕 五月 南方フィリピンミントル布

教所をタバオ布教所と改称。

一九二五（同四年）六月 開教監督部通則発布。各管

轄を定む。

朝鮮開教監督部（京城別院内）

朝鮮一円、および間島、暉春管轄

満蒙開教監督部（奉天布教所内）

満蒙一円管轄

北支開教監督部（天津別院内）

北部中国一円

長江開教監督部（上海別院内）

長江一円およびイギリス領海峡植民地

一九二九(同)四年 四月 満州大連別院を満州別院と改称。

南方開教監督部(台湾別院内)

同 五月 中国青島布教所を青島別院と改称。

台湾一円南部中国

同 八月 法主大谷光暢夫妻、朝鮮全

同 六月 南洋、フィリピンは本山開教本部直属とする。

同 八月 法主大谷光暢夫妻、朝鮮全域巡教。

教本部直属とする。

域巡教。

同 九月 満蒙開教監督部を大連別院内に移設。

一九三〇(同)五年 四月 布教条例発布。青島別院内に北支開教監督部新設。

内に移設。

に北支開教監督部新設。

同 十月 中国南部、南洋、台湾へ宗

同 六月 開教条規発布。満州別院を大連別院の称にもどす。

教事情視察。

大連別院の称にもどす。

一九二六(昭和)元年 十月 南洋パラオ布教所開設。

朝鮮開教監督部(京城別院内)

一九二七(同)二年 五月 山東出兵。】

満州開教監督部(大連別院内)

同 七月 朝鮮京城別院、朝鮮王宮の

北支開教監督部(青島別院内)

光宣門を払い下げにより山門とする。

長江開教監督部(上海別院内)

とする。

南方開教監督部(台北別院内)

一九二八(同)三年 五月 中国山東省に済南事件起こる。】

同 六月 本山映画班、映画「毛綱」を携えて朝鮮各地巡回。

る。】

を携えて朝鮮各地巡回。

同 五月 済南に事件慰問のためとして布教師特派。

同 九月 南洋サイパン島テニアン布教所開設。

て布教師特派。

教所開設。

一九三一(同)六年 九月 満州事変起こる。】

- 〔一九三二（同）七）年 一月 上海事変起こる。〕
- 同 一月 臨時上海駐在布教師派遣。
在留邦人および軍人の慰問布教にあたる。
- 〔同 三月 満州国建国宣言。〕
- 同 九月 満州開教監督部を新都の新京に移設。
- 一九三三（同）八）年 二月 満州大連郊外に満州拓事講習所開設。満州開拓と開教にあたる人材養成を図る。
- 〔同 二月 国策満州移民団の入植始める。〕
- 同 六月 満州新京に満州別院を開設。
- 一九三四（同）九）年 五月 南方パレヤ布教所開設。
- 同 七月 朝鮮京城別院に朝鮮人僧侶養成所開設。
- 同 七月 南洋サイパン島ロタ布教所開設。
- 同 十月 法主大谷光暢夫妻、満州北
- 支巡教（新京、奉天、撫順、山海関、天津、北平、湯崗子、大連、旅順）。
- 一九三五（同）一〇）年 一月 南洋ポナペ布教所開設。
- 同 八月 北部満州黒河布教所開設（本尊はシベリア、ブラゴエチェンスク布教所にあつたもの）。
- 一九三六（同）一一）年 一月 南方フィリピンミンダナオ島ダバオ市にダリヤオン布教所開設。
- 同 四月 同ロタ島ソンソン市にロタ布教所開設。
- 一九三七（同）一二）年 三月 朝鮮弥陀教の教主および信徒五千人、大谷派に帰属。
- 〔同 七月 日中戦争始まる（昭和二〇年八月まで）。〕
- 同 七月 支那事変拡大のため、満州地域各別院・布教所員を従軍布教と慰問に動員。

一九三八(同 一三)年 一月 法主大谷光暢、満州、中支、

一九四〇(同 一五)年 四月

監督部管下主任会議開催。

本山にて皇紀二千六百年奉

北支巡教(天津、北京、濟南、

承德、保定、石家莊、道州、

新京、哈尔滨、奉天、大連、

上海、蘇州、南京、杭州)。

十一月

台湾台北別院に台湾本島人僧侶養成所開設。

同 一月 法主夫人、北支、満州慰問

一九四一(同 一六)年 一月

法主大谷光暢夫妻、南洋巡

同 八月 文部省により支那布教に關

する基本方針通達。

教(パラオ、フィリピンダバ

オ、ヤップ、テナアン、サイ

同 九月 布教条規一部改正。開教監

督部管轄地域改正。

七月

満州哈尔滨別院にてロシア

朝鮮開教監督部(朝鮮)

八月

語揭示伝道開始。

満州開教監督部(満州)

八月

興亜院および文部省より、

北支開教監督部(北部中国、蒙疆)

八月

対支布教強化について指導方

中南支開教監督部(中南部中国およびイ

八月

針並要領通達(各宗および大

ギリス領海峡植民地)

八月

日本仏教会宛)。

台湾開教監督部(台湾)

九月

満州開拓布教者訓練所を哈

本山開教本部直轄(南洋およびフィリピ

九月

ル浜に開設。事務所を哈尔滨

ン)

十月

別院大谷会館に置く。

一九三九(同 一四)年 十月 中国北京別院にて北支開教

同 十月

台湾台北にて南方開教使会

議開催。

〔同〕 十二月 大平洋戦争始まる。〕

一九四二(同 一七)年 三月 南方事情調査巡遣(海南島、

ベトナム、タイ、マレーシア、

シンガポール、ジャワ島、ス

マトラ島)。

同 六月 対支宗教文化工作および防

共対策調査。

一九四三(同 一八)年 九月 法主大谷光暢夫妻、朝鮮、

満州、北支巡教。

一九四四(同 一九)年 この年から開教使の現地応

召相いつぐ。

一九四五(同 二〇)年 八月 敗戦。引揚げ始まる。

以上、真宗大谷派宗務所編『宗門開教年表』(一九六九年刊)によつて作成。

(木場明志)